

11月12日(金)

平成22年(2010年)

第3558号

週刊・金曜日発行

自治日報



議会の現状を批判する人が多い。議員報酬も高いという。だが批判者で立候補する人は皆無に近い。生涯に一度も政治に関わらなかつたことを誇りとして生を終える人も多い。なぜなのか。地方議員の報酬が高い、と教え込んだのは誰か。四〇歳で公務員を辞めて村議会議員になって月収一三万円。家族手当も超過勤務手当もない。生活保護所帯の方が豊かな生活というケースもある。そもそも、平日の昼間に年間で何十日も議会に行ける人が、専門的職業人の中にどれほどいるのか。

地方行財政検討会議の問題提起や議論には、今までの日本国内での流れにはない目新しい部分がある。しかし、その多くは筆者が一四年ほど前に公刊した「豊かな生活を生む地方自治―ドイツを歩いて考える」で言及していた項目で、やっと取り上げられ出したのか、という感を否めない。その中では、議論内容の中へ「住民の縮図」としてふさわしい議員の構成という見出しが興味深い。

この問題の検討に際しては、二〇〇〇年の分権改革にも見られた制度を変えれば良くなるはずという「制度改革信仰」を少し改める方針ないし思考を



九州大学法学研究院教授
木佐茂男

求めたい。確かに「住民の縮図」表現は、最後には制度改革に至る。しかし、制度改革の前に、「議員像」論が先行する必要がある。この点で、最近、片山総務相が強調する「住民自治」という語の意味内容が関わりをもつが、現時点では不明確である。住民自治強化とは、

「住民の縮図」と地方議会

議員の選び方、議会の活性化論、直接民主主義強化論、それとも「協働」という名の自治会・町内会への仕事押しつけ論のどれなのか。住民自治充実、住民縮図の実現とも結びついてよい。

検討会議は、議員になりやすくするための休暇制度、休職制度、復職制度や夜間、休日等の議会開催などを課題としている。だが、根本的かつ本質的な「議会での議論の質」を確保するための論点提示、すなわち、縮図表現を阻害する「公選法」という最大の障壁への言及がないことが気になる。国政にも共通の課題だが、今になってやっ

とこの程度の「頭出し」になったのは、参政権という重要な人権に関するこの国の意識水準を示している。この点では、縮図反映の理論構築をしてこなかつた憲法学説の責任も大きい。

「住民の縮図」とは、一例としてある町議会の議員の学歴を調べると、二一世紀に入っているのに一六名の議員が、「工高中退、高通信卒、農高卒、農高卒、農高卒、短大卒、中卒、高卒、中卒、中卒、農高卒、高小卒、中卒、伝習農場卒、高卒、国民学校卒(内、女性一名)」である(二〇〇二年統一地方選挙)。この学歴は、県庁内部資料によれば、各議員の同町内同期生の

平均学歴よりも低い。ここではこの要因に触れない。学歴が高ければよいと言つてはならない。ただ、観察の限りでは、この町の議会では専門的な識見や法的議論はほぼ通用していない。

筆者は、この町よりはるかに高学歴者が多い県議会と県庁所在市議会で一〇〇条委員会の証人の補佐人を弁護士業務として務めた。一人の証人に対して何日も八時間ほど続く尋問の委員会室は、地元全マスコミ向けの設置場であった。テレビ二社はその問証人の顔を録画し続け、繰り返し放映した。一〇〇条委員会の証人専門には民事訴

訟法・同規則の厳格な証言ルールが準用されるものの、議会事務局も一〇〇条委員会委員たる議員も、誰一人このことを知らない。議員は補佐人が文書で警告を免しても全く聞き入れることなく誘導尋問その他、言いたい放題であった。その後、県議会は偽証罪で証人を告発した。議会の強大な権限行使で無法がまかり通る。どのような議員構成なら「住民の縮図」と言えるのか。仮に議員に論理的能力や法的知識が不要であるとすれば、裁判員制度のような専門家何らかの形で加わる必要がある。

わずかな例外はあるが、選挙カーで叫ぶ勇氣や体力のない者は事実上候補者になれない。「住民の縮図」像の具体的検討なしに真の議会論はできないであろう。筆者の認識では、日本よりも「住民の縮図」を実現し、我々よりも豊かな地方自治を行っている国々がある。意識や民度を高める方策を真剣に考える必要がある。上記会議ではまだ論じられていないようであるが、障がい者や女性、各種の専門家が進出しやすい政党政治の成熟を前提にした比例式選挙の採用、個人が叫ばなくては良選挙の実現、「出したい人」を議員にできる仕組み、エトセトラ。民度の向上策と個人型選挙そのものを見直しもなければ、議会のあり方論は単なる制度改変論で終わるであろう。